

令和2年厚木市農業委員会9月定例総会議事録

日 時 令和2年9月28日 月曜日 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長
13番 堀 池 春 夫 (議長)
農業委員
1番 市 川 和 典 2番 松 野 勝
3番 野 口 政 夫 4番 新 藤 悦 子
5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子
7番 難 波 博 文 8番 井 上 謙 治
9番 山 川 宏 司 10番 松 前 進
11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 曉 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

その他出席者 農業政策課長

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告8件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告6件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告2件)
- 4 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
- 5 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 6 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)
- 7 議案第45号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について (3件)
- 8 議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について (2件)
- 9 議案第47号 特定農地貸付けに係る変更承認申請について (1件)
- 10 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について (15件)
- 11 議案第49号 厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和2年厚木市農業委員会9月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、1番の市川和典委員と2番の松野勝委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、8月12日から9月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で3件、4筆、面積は531.98平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で5件、9筆、面積は2,438.69平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、8件、13筆、面積は2,970.67平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、8月12日から9月10日までに受け付け

したもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は6人、筆数は22筆、面積は15,514.48平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願提出者は温水にお住まいのAさん、対象地は温水字大谷3筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,948平方メートルです。

これらの土地は、平成16年頃、厚木市から温水地内のぼうさいの丘公園の駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、貸し付けられたもので、アスファルト舗装の駐車場として整備され、現在に至っているものです。

平成19年撮影の航空写真で駐車場敷地として利用されていることが確認できることから、8月25日に、早川会長職務代理者及び新藤委員に証明願添付資料にて確認を依頼した結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという回答をいただき、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、8月31日付けで非農地証明を交付したものでございます。

なお、本案件の転用主体が厚木市公園緑地課であったことから、今後農地を借地する場合は、農地法の規定に基づく手続をとるよう、口頭にて伝えたことを申し添えます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は相模原市緑区橋本2丁目にお住まいのBさん、対象地は三田字川端2筆、登記地目は全て畑、合計面積は811平方メートルです。

対象地については、昭和60年頃、近隣の事業者からの要望により、砂利敷きの駐車場及び資材置場として貸し出されたものですが、平成15年頃に返還されたものの農地として復元されず、未利用の雑種地として現在に至っているものです。

また、対象地の内、L字型の細い土地につきましては、願出人が相続する以前から、近隣農地へ

の進入路の一部として利用され、現在に至っているものです。

こうした状況は、平成22年撮影の航空写真で確認できるため、9月4日に、松野委員及び小澤委員立ち合いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、9月9日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

1番でございます。

対象となる農地の所在地は三田字下川原1筆、地目は田、面積は1,000平方メートルでございます。

渡人は三田にお住まいのCさん、受人は下荻野にお住まいのDさんです。

本申請は、経営規模確保のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人のみです。

2番でございます。

対象となる農地の所在地は三田字下川原1筆、地目は田、面積は999平方メートルでございます。

渡人は妻田北2丁目にお住まいのEさん、受人は下荻野にお住まいのFさんです。

本申請は、経営規模確保のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人のみです。

3番でございます。

対象となる農地の所在地は温水字根下1筆、地目は畑、面積は355平方メートルでございます。

渡人は千葉県四街道市四街道にお住まいのGさん、受人は温水にお住まいのHさんです。

本申請は、経営規模拡大のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。
労働力につきましては、本人及び父の2人です。

4番でございます。

対象となる農地の所在地は中依知字道満1筆、地目は田、面積は161平方メートルでございます。

渡人は下依知1丁目にお住まいのIさんで、受人は下依知1丁目の合同会社J、代表社員Kさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター耕うん機、田植機及びコンバイン等。

以上の1番から4番までの全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

続きまして、日程5、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを御説明

申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在地は愛甲三丁目1筆、地目は田、面積は424平方メートルでございます。

申請人は愛甲西1丁目にお住まいのLさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

申請人は、愛甲3丁目に本店を置き、食品運輸業を営むM株式会社から、現在借りている駐車場を明け渡すことになったため、当該駐車場の近くに位置する申請地を借り受けたい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び西側は田、南側及び北側は水路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に暗渠にて設け、敷地内を道路と同じ高さになるように盛土し、砂利敷きの上、区画ロープを設置し、車両9台分の駐車場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外をコンクリートブロック1段積及び高さ80センチメートルのフェンスを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内に緩やかな勾配を設け、雨水浸透柵にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、市街化区域から500メートルかつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては、差し支えないとの意見書が提出されております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当とし

て県に進達することに決しました。

〈議長〉

続きまして、日程6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事〉

ただいま議題となりました議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在地は及川字大門先9筆及び同字番家前2筆、地目は田及び畑、合計面積は7,422平方メートルでございます。

受人は妻田西3丁目のN株式会社、代表取締役Oさん、渡人は及川にお住まいのPさん、Qさん、Rさん、Sさん及びTさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、各種建築土木工事業を営む法人で、現在使用している資材置場を平成29年及び平成30年に取得しましたが、本社からの距離が遠く、敷材の搬出入を効率的に行うことができなかつたため、今後の事業継承及び事業拡大を見据え、当該地に資材置場を集約するため、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は水路、西側は田及び畑、南側は小鮎川河川区域に接しております。

土地利用計画図によりますと、水路を暗渠とし、出入口を北側に幅約6メートルの土間打ちにて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、北側の一部を除く周囲にコンクリートブロック1段から3段積を新設し、コンクリートブロックを新設しない部分については、高さ約15センチメートルの地先境界ブロックを新設する計画となっております。また、計画面積の約21パーセントの緑地帯を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、睦合西地区市民センターから300メートル以内に位置する第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

また、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和2年5月22日に、役員、地元農業委員である小澤委員及び事務局職員で現地確認を行っております。

農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、許

可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第45号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び日程8、議案第46号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第45号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び議案第46号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、一括して御説明申し上げます。

議案第45号における申請人及び議案第46号における受人は、川崎市中原区田尻町の株式会社U、代表取締役社長Vさんです。

申請人は、川崎市中原区田尻町に本店を置き、砂利、砂、碎石等を採取、加工、販売する事業を営んでおり、現在上荻野及び愛川町八菅山地内で岩石採取事業を行っております。

本申請は、一時転用許可期間の変更を求める事業計画変更の承認申請でございます。

初めに議案第45号でございます。

1番の対象となる農地の所在地は上荻野字王子原1筆、地目は畑、面積は833平方メートル、2番の対象となる農地の所在地は上荻野字王子原1筆の一部、地目は畑、面積は1,269平方メートルの内1,095.79平方メートルでございます。

これらの農地につきましては、岩石採取事業を目的として、農地法第4条の規定に基づく一時転

用許可を受けております。

3番の対象となる農地の所在地は上荻野字緑野3筆の一部、地目は畑、合計面積は1,192平方メートルの内765.18平方メートルでございます。

これらの農地につきましては、岩石採取に係る搬出入路として、農地法第4条の規定に基づく一時転用許可を受けております。

続きまして、議案第46号でございます。

1番の対象となる農地の所在地は上荻野字王子原2筆の一部、地目は畑、合計面積は1,711平方メートルの内1,593.56平方メートルでございます。

渡人は、上荻野にお住まいのWさん及び綾瀬市吉岡にお住まいのXさんです。

これらの農地につきましては、岩石採取事業を目的として、農地法第5条の規定に基づく一時転用許可を受けております。

2番の対象となる農地の所在地は上荻野字緑野7筆の一部、地目は畑、合計面積は7,583平方メートルの内1,779.21平方メートルでございます。

渡人は、上荻野にお住まいのYさんほか5人です

これらの農地につきましては、岩石採取に係る搬出入路として、農地法第5条の規定に基づく一時転用許可を受けております。

これらの案件につきましては、一時転用許可期間が令和2年10月28日に満了を迎えることから、継続して岩石採取事業を行うため、工事期間を令和2年10月29日から令和5年10月28日までの3年間とする事業計画の変更申請がなされたものです。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

近隣の土地への被害防除策として、万能鋼板による防護柵を設置し、ダンプの通行による粉塵被害を防止しており、特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

議案第45号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び議案第46号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」の説明は以上となります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第45号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

次に、日程 8、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程 9、議案第 47 号「特定農地貸付けに係る変更承認申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました議案第 47 号「特定農地貸付けに係る変更承認申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は 1 件でございます。

本案件は、本年 2 月 25 日開催の 2 月定例総会で御承認いただいた案件の変更についての承認申請となっております。

特定農地貸付けの概要につきましては、2 月定例総会時に御説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

申請者は、飯山に所在の Z 株式会社、代表取締役 a さんです。

申請者は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に基づく法律の規定に基づき、上古沢にお住まいの b さんが所有する上古沢字矢崎 4 筆、合計面積 4,901 平方メートルについて、厚木市を介し、借り受け、令和 2 年 8 月から市民農園を開設しております。

2 月定例総会で御審議いただいた際、一部無地番地について、旧公図によると芝地となっている国有地があり、当該国有地を市民農園の敷地として取り込むため、b さんが払下げ手続を進めている旨、御説明させていただきました。

今般、払下げ手続が完了し、8 月 7 日付けで b さんの所有地となったことから、当該地を市民農園の区域に含むための変更承認申請となっております。

払下げを受けた農地は上古沢字矢崎 1 筆、地目は畑、面積は 165 平方メートルです。

当該農地を含むことにより、特定農地貸付けを行う農地は上古沢字矢崎 5 筆、地目は畑、合計面積は 5,066 平方メートルとなります。

本変更承認申請に先立ち、Z 株式会社は、9 月 1 日付けで厚木市と貸付け変更協定を締結しております。

本日御承認いただいた後は、農地所有者であるbさんと厚木市が、また、厚木市とZ株式会社が、使用貸借による権利設定の変更契約を締結し、市民農園の区域を拡張することとなります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第47号「特定農地貸付けに係る変更承認申請」について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第47号「特定農地貸付けに係る変更承認申請」については、原案のとおり承認されました。

<議長>

続きまして、日程10、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第48号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は15件でございます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、15件、27筆、18,038.80平方メートルで、その内新規設定は5件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、使用貸借権が7件、9筆、5,298.80平方メートル、賃借権が8件、18筆、12,740平方メートルとなっております。

地目別の合計につきましては、田が5件、9筆、5,638平方メートル、畑が11件、18筆、12,400.80平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻が3件、普通畑が10件、果樹が1件、普通畑及び果樹が1件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間が13件、9年間が2件でございます。

1番から15番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に

規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

<議長>

続きまして、日程11、議案第49号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第49号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について、御説明申し上げます。

現行の厚木農業振興地域整備計画は、令和2年3月30日に変更されておりますが、本議案は、この計画を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定に基づき、厚木市長から農業委員会に意見を求められたものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

本議案についての事務局の説明が終わりましたが、農業振興地域整備計画の所管課は、厚木市農業政策課となります。

ここで、農業政策課職員から詳細説明をしていただきたいと思いますので、職員を入室させてください。

[農業政策課長入室]

<議長>

それでは、厚木市農業政策課長から説明をしていただきます。
よろしく申し上げます。

<農業政策課長>

ただいま議題となりました厚木農業振興地域整備計画の変更につきまして、御説明いたします。
本件は、厚木農業振興地域整備計画の内、農用地利用計画を変更することから、法令に基づき、農業委員会の意見を伺うものです。

現行の農用地利用計画において、区域番号A-1、関口字御嶽下700番1を農用地区域から除外することについて、農業委員会の意見を伺います。

当該地の農用地区域除外理由については、関口字御嶽下717番1の土地に関口地区水田土地区画整理を記念した水天宮等が設置されておりましたが、本年9月26日に供用開始された厚木パーキングエリアスマートインターチェンジの整備事業に伴い、当該土地が収用の対象となったことから、地区の農業者の皆様の総意として、スマートインターチェンジ整備後の関口地区水田の最上流部にあたる同700番1に水天宮等の移設を希望されているため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に基づき、当該農地を農用地区域から除外しようとするものです。

除外する農地の位置関係につきましては、ただいま申し上げましたとおり、厚木パーキングエリアの南側の農地で、県道42号藤沢座間厚木線の座架依橋の北側にあたる農地になります。

なお、参考として関口字御嶽下700番4につきましては、現在も農用地区域のままですが、市道整備のため、既に市が収用しておりますので、農業振興地域整備計画の次回の定期見直し時に、他の公共施設用地として収用された農地と併せて除外を予定しております。

今後の予定でございますが、令和3年1月中を目途に除外を完了できるよう、法令に基づく手続を進めてまいりたいと考えており、除外完了後に、農地転用許可申請手続が行われるものと聞き及んでおります。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

農業政策課長からの説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何か質問はありますか。

[質疑なし]

<議長>

質問はないようですので、農業政策課長はこれで退出をされて結構です。
御苦労様でした。

[農業政策課長退室]

<議長>

これまでの説明で、本件について御理解いただけたのではないかと思います。

本議案につきましては、事務局の説明にもありましたとおり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定により、農業委員会は厚木市長から意見を聴かれているものでございます。

事務局として、市長への意見案はありますか。

<専任主幹>

農業委員会の役割を認識し、事務局案としてここに提案させていただきます。

厚木農業振興地域整備計画の変更に関する計画策定については、農用地の集団的活用の推進及び地域の農業振興の観点から検討したところ、実情に即したものであると判断します。

なお、厚木農業振興地域整備計画は、本市農業の基本となるものですので、計画変更に当たっては、今後とも慎重に対応されたい。

以上でございます。

<議長>

ただいま事務局案が提案されましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

異議なしの声をいただきましたので、お諮りいたします。

日程11、議案第49号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について、農業委員会の意見は、事務局案とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第49号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」については、ただいまの事務局案とすることと決定いたしました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年厚木市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。

令和2年9月28日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
